

香川県条例第38号

香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																
<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 略</p> <p>第3条 略</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事</th> <th style="text-align: center;">務</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1～37 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>38 略</td> <td></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1)～(3) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(4) <u>法第38条第2項</u>において準用する<u>法第10条第1項</u>の規定による届出の受理（(2)の許可に係るものに限る。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(5)～(7) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(8) <u>法第40条第1項</u>及び第2項において準用する<u>法第10条第1項</u>の規定による届出の受理</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事	務	市 町	1～37 略			38 略		略	(1)～(3) 略			(4) <u>法第38条第2項</u> において準用する <u>法第10条第1項</u> の規定による届出の受理（(2)の許可に係るものに限る。）			(5)～(7) 略			(8) <u>法第40条第1項</u> 及び第2項において準用する <u>法第10条第1項</u> の規定による届出の受理			<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>第3条 別表第2の左欄に掲げる書類の受付及び知事若しくは教育委員会への送付又は申請者等への送付に関する事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事</th> <th style="text-align: center;">務</th> <th style="text-align: center;">市 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1～37 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>38 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</td> <td></td> <td>高松市</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(1) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2) <u>法第34条第1項</u>の規定による許可（<u>法第35条第2項</u>に規定する医薬品のみを販売又は授与する場合に限る。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(3) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(4) <u>法第38条</u>において準用する<u>法第10条</u>の規定による届出の受理（(2)の許可に係るものに限る。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(5)～(7) 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(8) <u>法第40条第1項</u>及び第2項において準用する<u>法第10条</u>の規定による届出の受理</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事	務	市 町	1～37 略			38 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの		高松市	(1) 略			(2) <u>法第34条第1項</u> の規定による許可（ <u>法第35条第2項</u> に規定する医薬品のみを販売又は授与する場合に限る。）			(3) 略			(4) <u>法第38条</u> において準用する <u>法第10条</u> の規定による届出の受理（(2)の許可に係るものに限る。）			(5)～(7) 略			(8) <u>法第40条第1項</u> 及び第2項において準用する <u>法第10条</u> の規定による届出の受理		
事	務	市 町																																															
1～37 略																																																	
38 略		略																																															
(1)～(3) 略																																																	
(4) <u>法第38条第2項</u> において準用する <u>法第10条第1項</u> の規定による届出の受理（(2)の許可に係るものに限る。）																																																	
(5)～(7) 略																																																	
(8) <u>法第40条第1項</u> 及び第2項において準用する <u>法第10条第1項</u> の規定による届出の受理																																																	
事	務	市 町																																															
1～37 略																																																	
38 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）及び薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの		高松市																																															
(1) 略																																																	
(2) <u>法第34条第1項</u> の規定による許可（ <u>法第35条第2項</u> に規定する医薬品のみを販売又は授与する場合に限る。）																																																	
(3) 略																																																	
(4) <u>法第38条</u> において準用する <u>法第10条</u> の規定による届出の受理（(2)の許可に係るものに限る。）																																																	
(5)～(7) 略																																																	
(8) <u>法第40条第1項</u> 及び第2項において準用する <u>法第10条</u> の規定による届出の受理																																																	

(9)～(20) 略	
39～55 略	

別表第2（第3条関係）

書 類	市 町
1～20 略	
20の2 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定（ <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその規定の例による場合を含む。</u> ）及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	略
21～37 略	

(9)～(20) 略	
39～55 略	

別表第2（第3条関係）

書 類	市 町
1～20 略	
20の2 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定（ <u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその規定の例による場合を含む。</u> ）及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）の規定による申請等に係る書類で規則で定めるもの	各市（高松市を除く。）
21～37 略	

附 則

この条例中別表第1の38の項の改正規定は公布の日から、別表第2の20の2の項の改正規定は平成26年10月1日から施行する。